

## 第2章 開発区の類型と概要

開発区には、厳格な学術的な意味での統一した定義がない。中国の開発区は、広義では経済技術開発区、高技術産業開発区、保税区、輸出加工区など、特別の経済政策を行う区域をいい、これに経済特区が含まれる場合もある。これらの区域は特定の機能と目的を持ち、政策面、管理面で、一般の行政区域と幾分異なっている。様々なタイプの開発区のうち、経済技術開発区と高技術産業開発区が相対的に数が多く、社会経済への貢献が大きく、影響力が顕著である。そのため、この2種の区域をもって「開発区」と総称することが比較的多い。ここでは、国務院が認可を与えている（いわゆる「国家級」）代表的な5つのタイプの開発区及び「省級」以下の開発区とその乱立問題を紹介したい。

### 第1節 経済技術開発区

#### 1 設立の経緯

第1章で述べたとおり、中国の経済技術開発区は84年末に建設が開始された。国務院は、大連、秦皇島、天津、煙台、青島、連雲港、南通、閩行、虹橋、漕河涇、寧波、福州、広州、湛江、計14カ所の経済技術開発区を設置した。全てが14の沿海開放都市に設置され、これらは「第1期」と呼ばれている。

開発区設立ブームにあった1992~1993年には、營口、長春、瀋陽、ハルビン、威海、昆山、東山、杭州、蕭山、温州、融僑、広州南沙、惠州大亞湾、蕪湖、武漢、重慶、ウルムチ、北京、計18カ所の開発区を認可した。設置地域は、沿海部から一部の内陸部に移った。これらの開発区の所在都市は、主として内陸部の中心都市であり、中国の改革開放が沿岸から内陸に広まったことを示している。これらは92年から開始された国務院の内陸開放都市政策とも符合する。これらは「第2期」と呼ばれており、第1期及び第2期に批准された開発区群をもって通常32カ所の国家級経済技術開発区と言われる。

2000年から2001年までに、国務院は、中西部の中心都市に設置されていた省級開発区を、国家級経済技術開発区に昇格させることを認可した。2000年に、合肥、鄭州、西安、長沙、成都、昆明、貴陽、南昌、石河子、西寧、フフホトの11カ所の開発区が、2001年5月から9月にかけて、南寧、太原、銀川、ラサの4カ所の開発区が、国務院の承認を得て国家級経済技術開発区に昇格した。これらは「第3期」と呼ばれる。

以上47カ所の開発区が、厳格な意味での経済技術開発区であるが、このほかに浦東新区（主として浦東の金橋などの開発区）、蘇州工業園、寧波大? 開発区、海南洋浦開発区、廈門海滄投資区では、国務院の批准のもと国家級経済技術開発区の政策を実施している。これら5カ所の開発区は、通常、開発区産出統計には入れないものの、事実上は合わせて52カ所の経済技術開発区が国務院により国家級として認可されたことになる。

図 2 - 1 : 第 1 期 ( 84 ~ 88 年 ) 認可の経済技術開発区

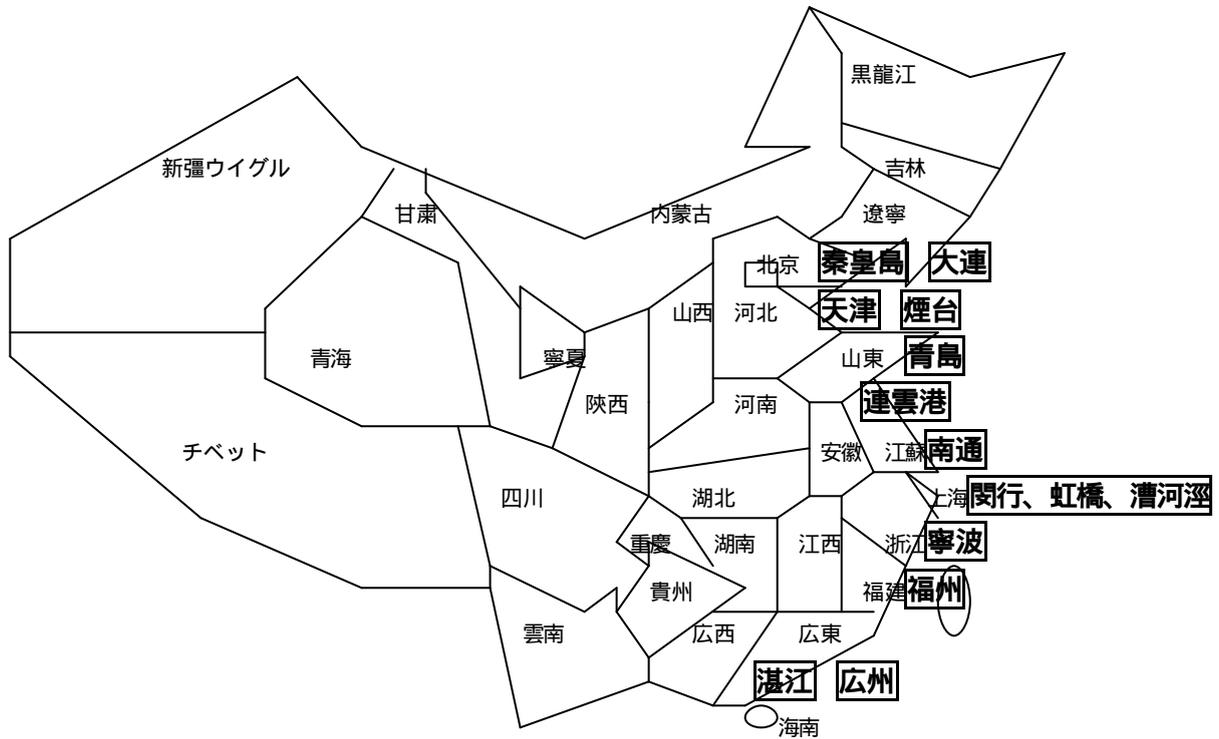


図 2 - 2 : 第 2 期 ( 92 ~ 93 年 ) 認可の経済技術開発区

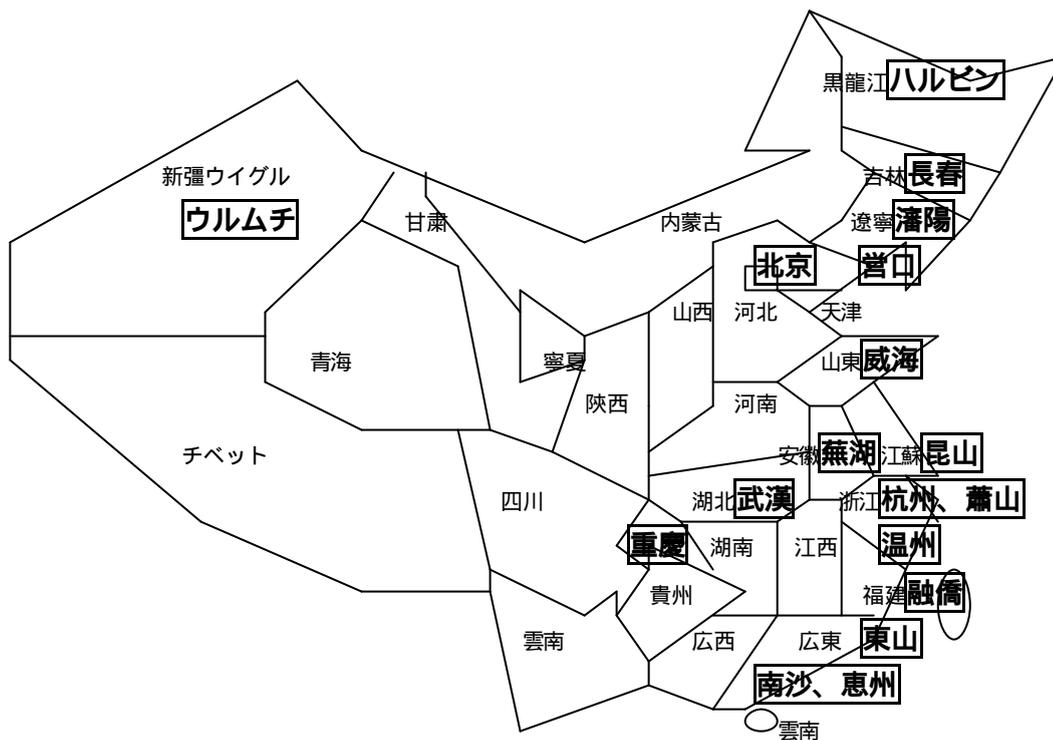
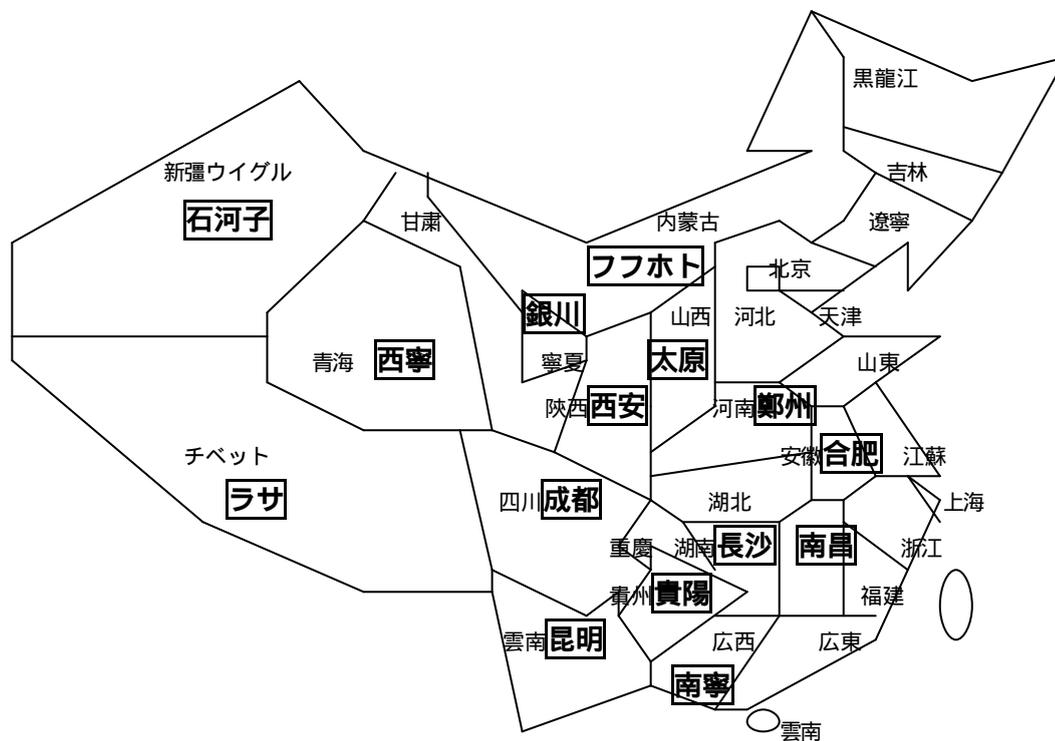


図 2 - 3 : 第 3 期 ( 2000 年以降 ) 認可の経済技術開発区



## 2 中央による位置付け

中央は経済技術開発区に対し、「外資導入、工業プロジェクトの設立、輸出製品の加工を主とし、ハイテク産業の発展に努力する」という方針を掲げ、「対外開放、外資誘致、地域経済の発展促進の面で窓口となり牽引役を果たしている、同時に地域経済構造の調整と産業構造の調整に重要な役割を果たし、良好な効果を収め、我が国対外貿易輸出の新鋭軍となり外国企業の投資の焦点となっている」と認めている。

経済技術開発区は、沿海開放都市とその他の開放都市の管轄区内で画定された行政区域である。一般的な地方公共団体に準じた機能を備えた上で、投資誘致に向けたハード環境とソフト環境を整え、行政の権限や税制などの点で優遇措置を与えられた区域である。

## 3 概況と優遇政策

### (1) 概況

第1期に発足した14カ所の開発区を例に取ると、1986年の工業生産総額は3億元にすぎなかったものが、1996年には1,350億元に達し、10年前に比べて実に450倍の伸びとなった。少ない投資コストで、高い経済利益を創出している。閩行、天津、大連、融僑、北京、昆山など開発区の生産型企業全従業員の労働生産性は、一人当たり20万元以上である。このうち閩行経済技術開発区の生産型企業全従業員の労働生産性は、一人当たり41.9万元に達し、天津開発区では39.4万元に達している。

投資の集約度をみると、46カ所の級経済技術開発区は、開発された面積が約400平方キロメートルで、中国の国土総面積の0.004%であるのに対し、誘致した外国企業の直接投資の累計額は、全国における外国企業の投資総額の約10%を占める。一部の都市では、外国企業の直接投資の30~40%が開発区に集中している。世界的に著名な企業も多くが開発区内に投資しており、統計によると、約200社余りが中国の開発区で投資しているという。開発区に投資する企業は、1,000万ドル以上の大型プロジェクトが大きな比重を占めている。

### (2) 優遇政策

開発区は、区内に設立する外資企業に内国民待遇を超える優遇政策を与える権限を認められている。

経済技術開発区内の生産型外国投資企業は、一般には30%である企業所得税の国税分が15%に軽減される。経営期間が10年以上の企業は、利益を計上し始めた年度から起算して2年目までは企業所得税が免除される。3年目から5年目までは企業所得税が半減される（いわゆる「2免3減」）。企業所得税の減免期間が満了した後、製品輸出企業と認められた企業でその年の輸出製品生産額が総生産額の70%以上に達した場合、企業所得税は依然として10%の軽減税率が適用される。また先進技術企業と認められた場合は、減免期間を更に3年延長し、この期

間の企業所得税は半減される。

開発区の合併企業の外国投資者が企業から得た利益を国外に送金する場合は、送金税が免除される。外国投資者が中国国内に機構を設立せず、開発区に源泉を有する配当、利息、賃貸料、特許権使用料及びその他の所得がある場合は、法により所得税を免除する場合を除き 10%の軽減税率で所得税が課せられる。

移転される技術が先進的である等投資案件の内容が中国側の求める要件に合う場合は、更に多くの減税、免税が適用されることがあり、これら優遇措置の内容は開発区の所属する市政府が決定することができる。

また、各経済技術開発区は中央によって与えられた財政面での優遇措置のもと、インフラの整備と改善に力を入れている。給排水、電気、ガス、熱供給、通信、道路といった必要な施設は一定の水準をほぼ満たしており、かつ使用価格も抑えられている。区内の情報通信施設の整備にも力を入れており、インターネットの敷設は最低限のノルマとなっている。

更に、開発区はハイテク産業に良好な環境を提供することにも力を入れており、一部の開発区はハイテクを用いた高付加価値型のプロジェクトを支援するため、インキュベーター施設を設立したうえでベンチャー基金を設ける、といった高技術開発区並の政策を行っている。

各開発区所在地の省級政府は、かつては朝令暮改、人治と揶揄されることが多かった法制について、明確化し外資の導入をスムーズに行えるよう取り組んでいる。省級人民代表大会は「経済技術開発区条例」を始めとした各種法令を制定し、外資企業に法的保障を与えられるよう努めている。経済技術開発区管理委員会には相応の管理権限が与えられているほか、外国投資企業向けのサービスセンターや外国投資者向けのクレームセンターなどの機構が設置されている。この点については「5 経済技術開発区の政府機構」で更に詳しく述べる。

以上の優遇措置については、制度比較を含めて第3章において再度整理する。

#### 4 主要経済指標から見た各開発区の状況

##### (1) 全体概況

図表2-4は、2001年における各経済技術開発区ごとの状況である。この表にあるとおり、域内総生産額が312億元（約4,700億円）に達している天津から、2001年9月に認可されたばかりでまだ実績のないラサまで、47の開発区が国家級として認可されている。

全体的な特徴を確認してみると、天津経済技術開発区の実力が相当高いことに驚かされる。経済技術開発区としては、最も早い1984年に認可された開発区の一つということもあるが、域内総生産（2位大連）、租税収入（2位広州）、外資投資額（2位広州）とも、第2位に1.5倍以上の差をつけている。また、沿海部と内陸部の差が如実に表れていることも見逃せない。認可時期が新しく歴史の浅い開発区が多いこともあるが、西部大開発（第3章で詳述）の対象地域に代表され

る西部地区は、域内総生産ベースでは全て下位過半にあり、租税収入、外資投資額とも他地域に比べ概して少ない。ただ、西部地区の開発区では、重慶、成都、西安の3区については、都市の特性もあり、かろうじてまずまずの実績が出ている。

## (2)地域別概況

次に、開発区の状況をエリアごとに見てみる。まず、最も早く改革開放政策が実施された華南地区であるが、広州市内の2つの開発区は、順調に成長しているようであるが、広東省北部及び福建省沿岸に位置する開発区はいずれも苦戦している。高度経済成長が伝えられる中国にあって、沿海部に位置し、しかも各種優遇措置がある開発区でさえ、立地環境やその他の要因により、思うような実績を挙げられない地区（福州、融橋、東山（以上福建）、湛江（広東））が出現している。広東省との省境に近い福建省東山開発区など、主要経済指標の伸びは、軒並み大幅なマイナスとなっている。このことから、中国全土に投資機会が拡大して行くにつれ、華南地区の優位性が相対的に低下し、社会インフラや産業の集積が進み投資優位性を維持している珠江デルタ地域に投資が集中し、その他の地区は、中国他地区との競争に苦戦していることが読みとれる。また、現在、中国において最も投資が集中している華東地区であるが、上海、江蘇、浙江3地区に位置する9つの開発区とも順調に伸びている。特に、上海における不動産、人件費の上昇等を嫌ってか、上海周辺の江蘇、浙江両省の各都市（昆山、南通（以上江蘇）、杭州、寧波（以上浙江））における安定した高度成長は特筆される。今後、大きな変化がない限り、長江デルタ地域は中国における最適投資地域として、現在の状況で推移するものと思われる。

最後に、渤海・山東地区であるが、天津、大連、青島、瀋陽、北京といった日本でも名の通った大都市が多く、開発区の規模も大きい。主要経済指標を見ても各実績とも軒並み20%を超える勢いで成長している。他地区と違い、韓国資本が相当のウエイトを占めている。首都北京を抱えることから、政治的要因による制限を受ける可能性は否定できないが、伝統的に重化学工業を主とした工業基盤がしっかりとしており、現在の投資趨勢は当分の間持続するものと思われる。

なお、各経済指標トップテンに入る開発区で、上記3エリアに属さない長春、武漢については、いずれも中国における代表的な自動車メーカーの本拠地であり、ドイツ、フランス系メジャーメーカーとの合併企業など、開発区の発展に自動車関連産業が大きく寄与している。

図表2 - 4 経済技術開発区における主要経済指標

2001 年末現在

地方名	開発区名	域内総生産 (億元)	同前年比 (%)	租税収入 (億元)	同前年比 (%)	契約ベース 外資額 (億US\$)	同前年比 (%)
天津	天津	312.03	21.68	66.43	36.07	22.00	-16.67
遼寧	大連	201.43	21.69	28.60	17.26	6.00	32.74
広東	広州	173.39	23.02	47.50	24.22	12.96	44.80
山東	青島	130.00	51.69	14.70	9.41	9.23	89.92
江蘇	昆山	103.30	22.06	12.79	49.07	13.38	7.90
吉林	長春	100.01	24.55	10.21	33.46	2.52	34.76
上海	漕河涇	89.78	20.24	10.77	30.70	1.20	53.85
浙江	寧波	87.31	20.93	12.10	16.80	8.01	100.25
遼寧	瀋陽	85.40	20.81	13.70	18.51	5.24	26.57
福建	福州	78.59	-2.47	5.77	20.96	1.49	7.97
北京	北京	73.00	150.51	19.53	99.08	2.93	95.33
湖北	武漢	70.20	26.21	17.52	58.70	0.78	-43.88
山東	烟台	60.05	32.80	9.34	36.55	2.11	134.44
浙江	杭州	57.48	22.38	11.00	23.87	4.01	61.04
上海	閔行	53.42	10.12	15.63	14.67	0.68	74.36
黒龍江	ハルビン	45.97	13.76	9.94	10.08	1.28	37.63
安徽	蕪湖	41.20	22.99	9.70	42.65	0.88	41.94
上海	虹橋	39.89	20.62	2.11	19.21	0.21	-71.23
福建	融橋	37.04	2.29	1.44	-55.42	0.43	-14.00
広東	南沙	34.82	129.53	7.45	477.52	1.76	198.31
湖南	長沙	34.65	32.56	3.58	38.22	0.47	-69.68
重慶	重慶	32.60	16.35	11.30	31.94	0.70	366.67
浙江	蕭山	32.04	-	3.73	48.61	1.51	34.82
四川	成都	30.70	46.19	1.55	49.04	0.16	-75.00
陝西	西安	30.11	29.17	3.23	33.47	1.84	18.71
浙江	温州	30.07	42.05	4.90	17.51	0.27	285.71
江蘇	南通	29.54	22.57	5.52	27.48	2.10	64.06
江蘇	連雲港	28.10	22.17	2.70	26.76	0.64	156.00
安徽	合肥	27.60	84.00	4.70	128.16	0.63	800.71
河北	秦皇島	26.80	35.18	3.55	104.02	1.13	2.73
山東	威海	25.13	25.52	3.91	44.28	0.94	-11.32
遼寧	營口	25.08	14.99	1.79	30.66	0.63	-49.19
広東	湛江	21.13	-6.55	2.27	83.06	0.57	0.00
内モンゴ	フフホト	15.50	58.97	2.59	48.00	-	-
雲南	昆明	14.94	8.58	3.45	31.18	0.06	50.00
広東	大亜湾	14.91	21.81	1.46	64.04	1.05	0.96
貴州	貴陽	12.75	2.99	2.07	41.78	0.38	375.00
新疆	ウルムチ	11.42	35.15	3.40	112.50	0.26	52.94
河南	鄭州	11.20	60.00	1.58	95.06	-	-
江西	南昌	11.20	33.65	1.17	72.06	0.35	483.33
福建	東山	9.06	-6.89	0.79	-11.24	0.52	-40.23
寧夏	銀川	7.56	20.00	1.16	197.66	0.30	-55.22

新疆	石河子	4.54	50.33	0.56	33.33	0.04	-33.33
青海	西寧	3.81	12.06	-	-	0.04	-
山西	太原	1.88	224.14	0.05	400.00	0.10	-
チベット	ラサ	-	-	-	-	-	-

(出所) 「中国経済特区開発区年鑑」2002年版(中国財政経済出版社)より作成

## 5 経済技術開発区の政府機構

経済技術開発区は、単純に工業用の区画として分譲されるエリアではなく、開発区を区域とし、ある程度の自主性を伴った地方政府であると言える。経済技術開発区には、他の地方政府と同様、共産党組織や管理委員会といった政府機構が設置されており、住民に対してあらゆる住民サービスを行う義務を負っている。

ここでは北京経済技術開発区を例に、開発区内の政府機構を紹介することにより、北京市の特区政策がどのように具体化されているのかを確認したい。以下は、北京経済技術開発区管理委員会招商弁公室に取材したものである。

### (1) 政府機構の概要と構造

北京経済技術開発区内の政府機構は、狭義には開発区内の共産党組織である開発区工作委員会、行政を担当する開発区管理委員会及び管理委員会には属さない行政事務を担当する市の分局が挙げられる。広義には、これらの他に人材交流センターや法律事務所といった各種仲介サービス機構、銀行、企業向けサービスセンターや社会保険基金管理センター等といったその他サービス機構が含まれるが、ここでは説明を省略する。なお、人民代表大会(議会)、人民法院(裁判所)及び人民検察院は開発区固有のものは設置されておらず、周辺の行政区の各機関がそれぞれ管轄している。

これら開発区内の政府機構は、基本的には北京市の区レベル、つまり直轄市の市轄区や県、県級市といった県級政府の構造を有する。従って、開発区工作委員会や開発区管理委員会の長は区の長レベルであるとされている。開発区自体は北京市大興区及び通州区内に位置するが、開発区内では周辺の区の共産党委員会や区政府の干渉を受けないことが保証されている。面積、人口ともに開発区を大きく上回る区政府の干渉を受けないこと自体が開発区が政策的に重視され優遇されていることを物語っている。

一方で、管理委員会の行政権限、特に開発区政策にとって肝心の工商行政に関する権限はしばしば区レベルを飛び越え、北京市の各委員会と、つまり地方政府の最高レベルである省級政府と同等の権限を有している(これらの権限の多くはかつては国家に属していたものである)。この点は市の分局においても同様で、基本的に市の本局と同様の権限が保証されている。部門ごとの具体的な内容は以下のとおりである。

### (2) 開発区管理委員会の業務

主任、副主任(4名)のもと、次の部門が置かれ、開発区内の人民政府(行政組織)として主要な機能を果たしている。

## ア 管理委員会弁公室

- ・ 新聞弁公室

開発区の情報の受発信、具体的には広報、報道機関対応、広聴、情報公開などを受け持っている。開発区のホームページもここで運営されている。

- ・ 外事弁公室

他の政府機関に置かれている外事弁公室と同様に、対外的な窓口としての機能を受け持っている。

- ・ 当直室

## イ 経済発展局

- ・ 招商弁公室

外国企業の誘致を担当する。PR 活動から、個別企業との交渉、諸手続や法令、優遇措置に関するアドバイス、企業の個別案件に関する他部門との連絡・調整といったアフターフォローまできめ細やかに対応している。日本や欧米でも説明会を開催する等 PR 活動を展開している。

- ・ 計画処

市の発展計画委員会に該当し、年度プロジェクトや5カ年計画といった総合的な計画の策定を受け持つ機関である。これらには開発区内の財政の均衡も加味されている。

- ・ 統計処

市の統計局に該当し、国家及び地方レベルの各種統計を実行する。

- ・ 経貿科技処

市の対外経済貿易委員会及び科学技術委員会に該当する業務を受け持つ。ただし、投資プロジェクト(3,000万ドル以下)の認可、いわゆるハイテク企業が各種優遇措置を受ける上での認定、製品輸出や産業用機器の輸入の際に優遇措置を受けるための許可証の発行、といった許可権限では基本的に市政府と同等の権限を有する。この点は開発区が機動性と独自性を発揮し効果的に外資の導入を進めるうえでのキーポイントであるといえる。国内企業の設立の際も、市政府へ諮ることなくこの部門で認可される。

## ウ 経済発展局

- ・ 規画環保処

市の規画委員会に該当する業務を行い、中長期計画に従って開発区のレイアウトを策定する。つまり、道路や上下水道といったインフラの線引き、工場用地、物流施設、高等教育及び研究エリア、住宅エリア、といった土地利用計画の策定を行う。

また、市の環境保護局に該当する業務を行い、開発区内企業や事業単位の環境部門の監督を行うと共に、工場などの建築の際には建築確認を担当する。

- ・ 建設管理処

市の建設委員会に該当する業務を行う。工場建設の際の着工証の発行や入

札手続きの指導など、建築関係の各種法規に定める手続きや監督を行う。

- ・ 土地家屋管理処

市の国土資源及び家屋管理局に該当する業務を行う。企業向けの工場用地の分譲等はこの部門で行っている。

- ・ 市政管理弁公室

市の市政管理委員会に該当する業務を行う。各種計画に基づき、農地の収用やインフラの建設といった開発区の開発行為を担当する。

## エ 社会発展局

- ・ 社区服務弁公室

都市部の街道弁公室の機能を受け持つ。ただし、開発区内の住宅は新規に分譲されたマンションが殆どであるため、社区の活動はそれ程活発ではない。

- ・ 文教弁公室

開発区内の文化、衛生、医療、教育（初中等）分野の業務を受け持つ。

## オ 財政局

市の財政局に該当する業務を受け持ち、財政計画の策定、予算の編成、決算の報告等を行う。

なお、1998年までは開発区内の企業からの税収は全て税務局を經由して管理委員会に還付されていた（経済技術開発区内に新たに増えた財政収入は、設立認可の日から5年以内は上納の義務が免除される）。この措置の適用が無くなった以降も北京市から一定の財政措置がなされているほか、土地使用に関する収入や営業税収入は全額開発区に還付されている。

## カ 人事労働及び社会保障局

管理委員会の人事を担当する他に、市の労働及び社会保障局に該当する業務を受け持ち、企業の労働基準監督、及び公的年金等の社会保険制度の運営を行う。

## キ 審計局

管理委員会ほか開発区内の政府機関（広義の政府機関を含む）の監査を行う。

## ク 発展研究及び法制弁公室

各種政策の研究、立法、法制を担当する。

## ケ 監察局

管理委員会内の不正を監督し、懲戒行為を行う。

なお、管理委員会以外の行政組織として市の分局（工商分局、公安分局、国税分局、地方税分局、開発区税関）が設置されている。北京経済技術開発区条例第11条において、これらの設置にあたっては、市は開発区管理委員会の同意を得ることが義務づけられている。これら分局の職権は基本的に北京市の本局と同じ効力を持っており、開発区運営の機動性の確保と企業の利便性向上に寄与している。



構造調整、技術改造、世代交替を促す、体制改革深化の実験を行う、科学技術と経済の一体化を推進する、科学技術関係の企業家と専門の人材を育成する、とされている。

なお、経済特区や経済技術開発区は国务院の対外貿易経済合作部が主管（1998年までは特区弁公室、1998～1999年は経済体制改革弁公室）しているのに対し、高新技術産業開発区は科学技術部（部内に高新技術発展産業化司を設置）が所管していることから、高新技術産業開発区の性格が特徴付けられる。

高新技術産業開発区設立の真の目的は、長期にわたって中国の科学技術と経済が「かみ合わない」問題を解決することであるとされている。計画体制のもとで、企業の任務は生産であり、研究機関は閉鎖的に研究を行い、唯一両者を結んでいたのは計画経済を推進する政府であった。従って研究成果の産業化がスムーズに進まず、科学技術の生産力への転化が難しかった。

企業はタイムリーに新しい技術を手に入れることができず、技術の進歩が緩慢であった。研究機関は現実から遊離し、生産の第一線から来る課題がなく、市場の最新情報が不足していたため、研究と発展は、最も直接のニーズからの刺激を失ってしまった。また、研究機関は企業の支援を受けていなかったため、科学研究経費と中間テスト資源の不足が深刻であった。このため、大量の研究は、論文を書き、試作機を作るという段階に留まっていた。ほとんどの成果は、高度、精密、先端的な技術指標を追うものではなく、中間テスト段階に留まっていた。

このような状況下で、市場という原動力に欠けた非創造的な生産が繰り返され、中国の産業競争力全体が低下するという状況に直面していた。高新技術産業開発区の建設は、まさに生産と研究との距離を縮めるためのものであった。

### 3 概況と優遇政策

#### (1) 概況

2000年未までの統計によると、全国の高新技術産業開発区内の企業は総数で20,796社、総収入が1億元を上回るものは1,252社、10億元を上回るものは143社に上る。区内企業は多くの技術分野の人材を迎え入れており、一般の技術者が56万人、マスタークラスが52,103人、ドクタークラスが9,358人、帰国留学生が5,615人いるとされている。これら人材を生かすべく、ほとんどの高新技術産業開発区はインキュベーターオフィスを構えるなど創業支援に力を入れている。

高新技術産業開発区は、一般に大中型都市の中で人材や科学技術が集約している大学、研究所が集中する地域に設置されている。例えば、北京中関村科技園区海淀園は、区域に北京大学、清華大学など中国を代表する大学や中国科学院など著名な研究所を有している。武漢東湖新技術開発区の近くには、武漢大学、華中理工大学や、中国科学院の研究所があり、西安高新技術産業開発区の付近には西安交通大学などの大学がある。

高新技術産業開発区を設立するにあたっては、中央と地方の財政関係を変える必要がないこと、ほとんどの高新技術産業開発区は都市の建設済みの区域にあり

インフラ整備をそれ程必要としないこと、経済技術開発区の管理委員会のような地方政府に代わる機関を設ける必要が無いこと、区域の閉鎖管理も必要でないことから、設立にかかるコストや時間が比較的少なくて済むと言われている。経済技術開発区が特定のエリアを指すのに対し、高技術産業開発区は特定のエリアに施行されている一つの制度であると考えた方が理解しやすい。

## (2) 優遇政策

経済技術開発区と同様、地方に委譲された権限の範囲内で開発区ごとに様々な優遇措置や支援サービスが行われている。優遇措置の内容は基本的には経済技術開発区の制度を踏襲しているが、最も大きな違いは対象をハイテク企業に絞っていることである。中央が地方に認めた全国的な優遇措置は以下のとおりである。

ハイテク企業として認定された企業（資料2「国家高技術産業開発区高技術企業認可決定条件と規則」参照）に対して、一般には30%である企業所得税の国税分を15%に軽減することを認める。

操業開始から3年間は企業所得税が免除され、その後2年間は優遇措置後の半分の税率を適用（いわゆる「3免2減」）することを認める。

総生産額の70%以上を輸出するハイテク企業に対する企業所得税の税率は10%に軽減することを認める。

輸出関税を免除する、輸出製品の生産にかかる原材料と部品の輸入許可証の受領を免除する、国内において生産できない計測機器及び設備を輸入する場合輸入関税を免除する等の措置を認める。

ハイテク企業の納付する税金は、1990年を基数とし、新たに増加した部分は全て高技術産業開発区へ返還し、開発区の建設に用いることを認める。

## 第3節 保税区

### 1 概要

1990年6月、上海外高橋保税区が国务院の批准を受け、国家級保税区としてスタートを切った。その後数カ所の保税区が国务院の批准を受けるなか、1995年12月に「保税区外貨管理方法」が国家外貨管理局により、1997年6月に「保税区税関監督弁法」が税関総署より発表される等、保税区制度が全国的に整備されてきた。2003年3月現在、全国で15カ所（うち深圳が3カ所）の保税区が設立、運営されている。

保税区設立の目的は、中継貿易、通過貿易、加工貿易、貿易に伴う加工・貨物のハンドリング・包装・運輸・保管・デモンストレーション等の業務を保税扱いの状態に優遇措置を与え、発展させようとするものである。そのため、加工貿易を行う生産型企業の他に、第3次産業、すなわち貿易業・金融業・保険業・倉庫業・物流業・保税展示場等の誘致を行っている。これら業種の誘致は他の種類の開発区には無く、保税区の特色となっている。



(図は、中国開発区協会のホームページ (<http://www.cadz.org.cn/>) より引用)

## 2 制度と優遇措置

保税区内では、国家の輸出入禁止・制限対象の品目を除くすべての貨物について、国外との、及び区域内での自由な流通が認められている。これらに関して次のような措置が採られている。

- (1) フェンスなどにより区域を明確に隔離し、保税区和非保税区和の貨物移動を厳格に管理している。区域内では目的とする生産、流通行為のみが行われ、居住することはできない。
- (2) 貨物の保税区和非保税区和への搬入は輸入、その逆は輸出と見なされ、関係規定による輸出入の手続きを要する。
- (3) 非保税区和より保税区和に搬入される貨物であっても、輸出製品生産用の原材料、部品、包装材料等については保税扱いとする。
- (4) 保税区内で外資による貿易会社の設立を認める。
- (5) 生産型企業の企業所得税は 15%とされ、黒字に転換して以降の「1免2減」が適用される。

## 第4節 輸出加工区

### 1 概要

第3節で述べた保税区和同様、保税地域を設置したうえで各種の政策を行うもの

である。2000年4月に国務院に批准されて以来、試験的に設置されている箇所も含めて、現在15カ所が批准されている。全て既に建設された開発区内の一部の区画に設置されている。保税區が沿岸の港湾に面して設置されたのに対し、長江流域や国境地帯、高速道路沿いの内陸にも設置されている。



(図は、中国開発区協会のホームページ (<http://www.cadz.org.cn/>) より引用)

## 2 制度と優遇措置

基本的に保税區と変わらないが、区域内に設置できる業種が輸出を主とする生産型企業及びこれらに関連する倉庫、運送業に限定されること、増値税や企業所得税の取扱で若干の違いがある。

保税區では、区外で部品を調達した場合はその時点で輸出と見なされるのであるが、通常ルートでの輸出では還付される増値税が保税區では還付されないこととされている。輸出加工区では増値税が還付されることとなり、改善が見られている。

企業所得税の税率は15%で保税區と同様であるが、以下の点で保税區を上回る優遇措置を設けている。タックスホリデーが更に長くなり「2免3減」である。年間の輸出比率が70%以上の生産型企業は、当年の法人税を10%に軽減される。ハイテク企業は、企業所得税が「2免8減」となる。

## 第5節 辺境経済合作区

### 1 概要

1992年、鄧小平による「南巡講話」が発表され、長江沿岸都市、国境都市、内陸部省都が「内陸開放都市」として指定されると同時に、辺境経済合作区がスタートした。辺境地区の優位性を生かし、内外企業の投資を導入すること、周辺諸国の市場をターゲットとした輸出加工業を発展させることを目的としている。中西部の経済振興や少数民族支援の意味合いも兼ねている。

1999年よりこれまで、14地点が国務院により批准された。



(図は、中国開発区協会のホームページ (<http://www.cadz.org.cn/>) より引用)

### 2 制度と優遇措置

経済技術開発区に似た区域と機構を有し、その区域に各種政策を適用させている。

生産型の外商投資企業に対する企業所得税は、一般には24%（これは内陸開放都市に適用されているもの）で、経営期間が10年以上のものは黒字に転換してから「2免3減」である。非生産型の企業は30%であるが、経営期間が10年以上のものは1年目は全額、その後2年間は半額が返還される。エネルギー、交通、港湾、埠頭などインフラ整備や国家の奨励業種に投資する企業の場合は15%に減税され、経営期間が15年以上のものは黒字に転換してから「5免5減」が適用される。ハイテク企業の場合も15%であるが、経営期間が10年以上のものは黒字に転換してから「2

免3減（ただし最低で10%）が適用され、業績次第では半減される期間が更に3年間延長される。また、生産用設備の輸入には関税を課税しないなどの制度がある。

輸出入貨物の取扱について、区内に保税倉庫を設置できる、保税工場において生産される輸出品やその原材料については保税扱いとすることができる、等といった措置が採られている。

## 第6節 省級以下の開発区

### 1 概況

ここまで紹介してきた「国家級」開発区の他に、国務院の批准を受けていない、いわゆる「省級」以下の経済技術開発区も数多く存在している。省級の他に地級クラス、県級クラス、さらには郷級クラスまであり、正確な数を示す資料は現時点で見当たらない。

何れも比較的小規模であるが、それぞれの特長を生かした運営を行っている開発区も見受けられる。これらには国務院が認める国家級の優遇措置は適用されず、地方の権限に属する部分のみで企業等に優遇措置を与えている（例：企業所得税33%のうち地方分の3%のみ減免できる）日本の各自治体が運営している工業団地は概ねこの「省クラス以下」開発区に該当すると考えられる。

### 2 開発区の乱立問題と整理

開発区ブームは、1992年前後に顕著となった。第1期に批准された国家級経済技術開発区の成功が広く認知され、鄧小平の「南巡講話」が発表された時期である。

各地の地方政府は成功事例に倣って次々に自前で開発区や工業団地を設置した。数千もの開発区が短期間に設置され、そのうちの大多数が基層政府により設置された。これらの開発区は、立地条件が悪くインフラの条件が劣っており、企業誘致、外資導入の条件を備えていないものが多かった。結果、広範囲に及ぶ耕地の占用と浪費を招いた。未完成のまま放置された工事も数多くあった。当時全国に設置された開発区の数に6,000カ所にも及んだとの記録がある。

1992年12月、時の朱鎔基国務院副総理は、袁木が提出した報告書の中で、次のような伺いを立てた。「李鵬同志へ：特区弁公室が国務院に代わって通知を起草し、新規の開発区の認可と建設を直ちに中止させるよう提案する。既に認可され、建設工事が始まった開発区についても整理し、力に応じて行動させ、中止すべきものは早く中止させねばならない。これについてご指示を願う」。同年12月、李鵬は、「朱鎔基副総理の指示を実行に移すよう何椿林同志に願います。袁木同志が報告書の中で提起した問題は、極めて重視するに値し、報告書の中で反映させ、回答すべきである」という指示を出した。これが、開発区の整理・調整の根拠である。当時はマクロ的な意味での開発区建設に関する法律・法規がなかったため、中央と国務院の指導者の意見が、行政部門の管理統制活動の主な根拠であった。これを受けて、1993年1月、国務院特区弁公室は、国務院に「各種開発区を真剣に整理し、厳格に審査することに関する管理問題」という報告書を提出した。

国務院は、基層の地方政府に対して開発区設置の条件を設けた。整理・調整の過程で、省級以下、特に市・県級以下の新規に建設された開発区の数が大幅に減らされた。開発の条件を備えていない多数の開発区は廃止された。整理・調整は 1993 年から 1994 年までに集中して行われたが、これによって地方政府の開発区建設への意欲が薄れることはなく、基層政府による開発区建設も、完全には歯止めがかからなかった。整理・調整は長期間に及んだが、「経済技術開発区 10 周年」記念行事の際の李嵐清の談話を区切りとして、「開発区のために名分を正」して、整理が打ち切られた。

なお、開発区の整理・調整が全体的に行われたわけではなく案件毎に選択的に行われ、条件を備えた開発区はちょうどこの時期に国家級として認定されている（第 2 期の批准）。